

3



退職金を受け取る

退職金は一時金として受け取る方法と、企業年金がある場合には年金として受け取る方法があります。

一時金として受け取る

退職所得控除を利用できるので、税金が少なくてすみます。退職所得控除を利用するためには「退職所得の受給に関する申告書」を提出します。

$$\text{退職所得} = (\text{退職金} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

退職所得控除額：

$$\text{〈勤続20年以下〉 } 40\text{万円} \times \text{勤続年数〔最低80万円〕}$$

$$\text{〈勤続20年以上〉 } 70\text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20\text{年}) + 800\text{万円}$$

退職所得控除制度があるので、所得税および住民税は低額になります。退職所得控除を受けなかった場合には、確定申告を行います。

〈退職所得の計算例〉

38年勤続、退職金が2,200万円の場合

$$\text{退職所得控除} : 70\text{万円} \times (38\text{年} - 20\text{年}) + 800\text{万円} = 2,060\text{万円}$$

$$\text{退職所得} = (2,200\text{万円} - 2,060\text{万円}) \times 1/2 = 70\text{万円}$$

退職所得の70万円に対して所得税および住民税がかかります。

年金で受け取る

年金として退職金を受け取る場合には「雑所得」として扱われ、公的年金等控除の対象となります。

≫ 公的年金等控除

年齢	年金額(収入額)	公的年金等にかかる所得額
65歳未満	130万円未満	収入 - 70万円
	130万円～410万円未満	収入 × 75% - 37.5万円
	410万円～770万円未満	収入 × 85% - 78.5万円
	770万円以上	収入 × 95% - 155.5万円
65歳以上	330万円未満	収入 - 120万円
	330万円～410万円未満	収入 × 75% - 37.5万円
	410万円～770万円未満	収入 × 85% - 78.5万円
	770万円以上	収入 × 95% - 155.5万円

当コンテンツに掲載されている情報は、セカンドライフにかかわる一般的な社会保険等の情報です。記載以外のケースや適用要件等がある場合もあります。また、2017年7月末日現在の情報を基に記載していますので、今後確定する法令等において内容が変更となる場合もあります。個別の事案につきましては、年金事務所・ハローワークや社会保険労務士等の専門家にご確認ください。